

情報

法務局などでお早めに、手続きをお願いします
固定資産税の基準日は毎年1月1日です

固定資産税の課税の基準日を知っていますか

土地や家屋、償却資産などに課税される固定資産税は、毎年1月1日時点での所有者に対して、翌年度課税されます。

令和元年中に相続や売買による所有権の移転、家屋の取り壊しなどがあった場合、法務局での所有権移転登記、滅失登記などの速やかなお手続きをお願いします。

こんな場合には直接、課税課・資産税係までお知らせください

- ▶ 課税対象の未登記家屋を取り壊した
- ▶ 課税対象の未登記家屋を相続・売買した
- ▶ 年内に登記してある家屋を取り壊すが、滅失登記まで時間がかかる など

該当する住宅改修を行った場合、固定資産税が減額になる場合があります

令和元年中に住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修の工事を行うと、その家屋について、令和2年度の固定資産税が減額となる場合があります。

対象となる要件や申請に必要な書類などがありますので、詳細は市ホームページを参照、または家屋担当までご連絡ください。

※令和元年以前に行った改修は対象外です。

※対象は住宅のみ。改修後3か月後以内の申請が原則。

問合せ 課税課資産税係 ☎ 983・2758

皆さんにお願いです

1月1日時点での現況を正しく課税情報に反映するために、ご理解とご協力をお願いします。

情報

11月は児童虐待防止推進月間～守ろう 子どもの心と命～
お父さん、お母さん、あなたの子育てを応援しています

1人で悩まず、話すことから始めませんか

子どもを必要以上に叱ったり、叩いたりしてしまうことはありませんか。まずは、その心の苦しさを理解してくれる人に話しをすることが大切です。

■ときには子どもと離れる時間をつくろう

まわりの人や一時保育などを利用して子どもを預け、息抜きをする時間をつくりましょう。

■子育て仲間をつくろう

悩みなどを共有できる人がいると心強くなります。

■地域の子育て支援センターなどを利用しよう

子育てに関する相談や、支援情報も入手できます。

■地域の皆さんへ

親が子どもを叩いてしまう理由は何か、手助けを必要とする親に何かできないか考えてみてください。心配ごとがある場合は、相談機関に連絡してください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 983・2713

いちはやく
～189 ちいさな命に 待たなし～

児童相談所 ☎ 189 (全国共通ダイヤル)

子どもSOS ☎ 0800・200・7576 (通話料無料)

虐待通告、一時保護

東部児童相談所 (沼津市高島本町) ☎ 920・2085

家庭児童相談室 (三島市北田町) ☎ 983・2713

不登校相談、教育相談

青少年相談室 (生涯学習センター2階) ☎ 983・0887

子育て援助活動のコーディネート ファミリー・サポート・センター (本町タワー4階) ☎ 983・2835

発達・発育などの健康相談、育児・離乳食などの講習会 保健センター ☎ 973・3700

非行相談、犯罪被害相談

少年サポートセンター (三島警察署内) ☎ 981・0110



QRと記載の記事は、このQRコードからも申込みできます。

詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/shinsei.html>)

募集

Grow with Google パートナーとして
デジタルスキル習得セミナーを開催！

三島市 | Grow with Google

IT プラットフォーマーのデジタルスキルを活用してみなさんのビジネスやキャリアを発展させるチャンスです。ぜひご参加ください。

Grow with Google とは？

Google によるこれからの時代に役立つデジタルスキルの習得をサポートする取組です。個人・ビジネス・学生・教育者・スタートアップ・デベロッパーなど様々なニーズに合わせたトレーニングを提供しています。トレーニングには、インターネット上で受講できる「オンライントレーニング」と、セミナーやイベントなどの「オフライン（対面式）トレーニング」があり、いずれも無料で受講できます。



時11月24日(日)

場生涯学習センター 3階講義室

セミナー①はじめての働き方改革

(午後1時30分～2時30分)

☑Google による実証研究の知見を基に、テクノロジーの活用方法、イノベーションを生むための必要なカルチャーの育み方など新しい働き方の導入方法について紹介

セミナー②はじめてのデジタルマーケティング

(午後2時45分～3時45分)

☑ビジネスを成功させるために「認知を知る」「認知を広める」「効果を改善する」の3つの視点からマーケティングの基本を学ぶ

定各回 100 人 (セミナー①②の連続受講可)

用・問11月20日(水)までに氏名・参加人数・受講コース・連絡先を広報広聴課 ☎ 983・2620

✉kouhou@city.mishima.shizuoka.jp QR



富士山南東消防本部からのお知らせ

■令和元年度 救命講習（上級救命講習）

救急蘇生法・AEDの取り扱い・気道異物の除去・小児や乳児に対する心肺蘇生法・傷病者の管理・搬送法・外傷の手当てを学びます。

時11月24日(日)午前9時～午後5時

場三島消防庁舎 3階消防センター（南田町4・40）

定20人

持筆記用具

注動きやすい服装・靴でお越しください※スカート不可

駐車場はありません。公共交通機関を利用ください

用・問11月17日(日)までに富士山南東消防本部警防救急課救急係 ☎ 972・5803、FAX 973・0125

■11月9日(土)～15日(金)秋季全国火災予防運動期間

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

火災が発生しやすい時季。防火意識をより一層普及させ、死傷者の減少と財産を守ります。

■住宅用火災警報器の点検をしましょう

火災を早期に発見し、尊い命や貴重な財産を守るために住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。また、住宅用火災警報器が古くなると電池切れや部品の故障、本体の寿命で火災を正常に感知しなくなります。設置から10年を目安に交換しましょう。

■事業者の方：建物の増改築や、飲食店などを入居させるときは消防署へ相談を！

「一般住宅を宿泊施設に変更する」「共同住宅の一室を飲食店や社会福祉施設として使用する」「新たに階や庇^{ひし}を作る」「建物同士を接続することで建物の面積が増えた」などの場合は屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの設置が新たに必要となることがあります。知らぬ間に消防法違反となる場合がありますので、事前に消防署へご相談ください。

問富士山南東消防本部予防課 ☎ 972・5802



申込時の【基本事項】 ①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員の氏名（ふりがな）、人数、年齢、⑤返信用あて名（往復はがきの場合）